

令和 6年 9月20日

学 生 各 位

学 生 主 事

令和6年度授業料免除（後期分）の申請について

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、希望する場合は、期限までに申請書類を提出してください。

記

○申請資格

1. 災害等の特別な事情による場合【対象：全学年】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

2. 授業料免除における特別措置による場合【対象：①全学年，②・③本科1～3年生】

次の①～③に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者

○申請方法

学生係窓口で下記期限までに申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

○申請書類配布期限

**令和6年9月30日（月）**

**※書類の提出期限は、申請書類に記載しています。**

○その他

- ・ 授業料免除を申請した学生は、判定結果が出るまで授業料の納入が猶予され、引き落としはかかりません。
- ・ 制度の詳細は、学生係窓口で配布する書類で確認してください。
- ・ 申請書類は必ず期限までに提出してください。なお、期限までに証明書類等が提出できない場合には、事前にご相談ください。

(担当 学生課学生係)